

岩手県告示第 505 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 7 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 花泉藤沢線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から字本沢 97 番 4 地先まで	新	A 45.8~7.8 m	m 220.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から 197 番地先まで		B 80.7~1.0	198.1
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から字本沢 97 番 4 地先まで	旧	A 45.8~7.8	220.0
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から 197 番地先まで		B 80.7~1.0	198.1
東磐井郡藤沢町黄海字天沼 133 番 5 地先から 153 番 9 地先まで		C 17.5~6.0	170.1

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成 20 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 342 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市花泉町金沢字内ノ目 30 番 1 地先から字鹿ノ鼻下 40 番 1 地先まで	新	m 30.6~15.4	m 486.0
	旧	24.4~9.4	486.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで